

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都大田区城南島4丁目5-10

氏名 株式会社永野紙興

代表取締役 迎 康行

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和6年1月29日

目黒区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健一

記



1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ

2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)

3 運搬先 区長の指定する処理施設

4 作業場所 目黒区の区域内

5 許可期間 令和6年2月1日 から
令和8年1月31日 まで

6 許可の条件

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

この処分に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して、3か月以内に目黒区長に対し審査請求を、6か月以内に目黒区を被告（訴訟において目黒区を代表する者は目黒区長となります。）として取消しの訴えの提起することができます。